

3. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（特土法）の概要

(1) 特土法制定及び改正の経緯

特殊土壌地帯は他の地域に比べ災害が多く、農業生産力が低いことから、通常の対策では災害の防除と農業生産力の向上が困難であり、国家的、地域的な経済発展、住民福祉の向上にとって大きな障害となっていた。

このため、特土法は特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的として、昭和27年4月25日に5年間の時限立法として制定（議員立法）され、これまで概ね5年毎に期限延長のための一部改正が行われている（いずれも議員提案。直近は平成19年3月。）。

(2) 目的

特土法は、特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的とする（法第1条）。

(3) 特殊土壌地帯の指定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、しばしば台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、かつ特殊土壌におおわれ地形上年々災害が生じ、又は特殊土壌におおわれているために農業生産力が著しく劣っている都道府県の区域の全部又は一部を特殊土壌地帯として指定する（法第2条）。

(4) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、上記の目的を達成するために必要な特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め（法第3条第1項）、これを関係都道府県知事に通知する（法第3条第2項）。

また、政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上する（法第9条）。

(5) 事業の実施、特別な助成

事業計画に基づく事業は、特土法に定めるもののほか、当該事業に関する法律の規定等に従い、国、地方公共団体その他の者が実施する（法第4条）。

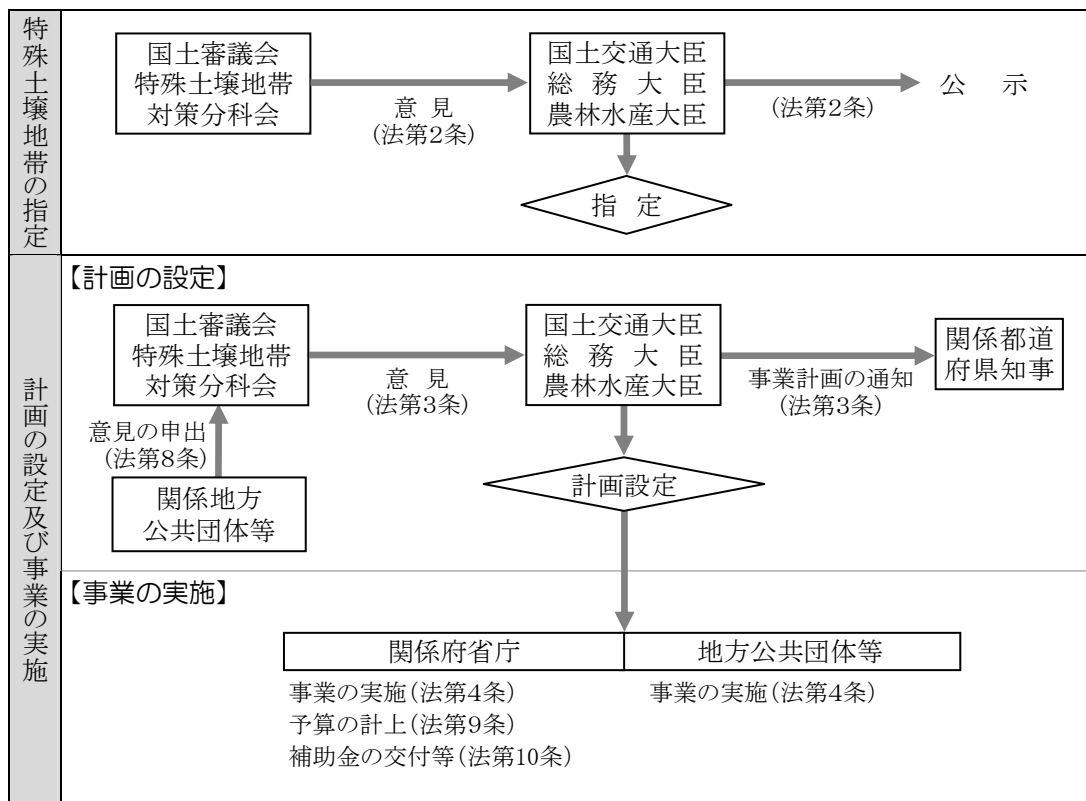
また、国は、事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法第16条（補助金の交付）の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる（法第10条）。

(6) 国土審議会

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、特殊土壌地帯の指定を行う場合（法第2条第1項）及び特殊土壌地帯対策事業計画を定める場合（法第3条第1項）には、それぞれ国土審議会の意見を聴かなければならない。

国土審議会は、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議し、関係のある行政機関の長又は地方公共団体に対し、意見を申し出ることができる（法第5条）。

具体的には、国土審議会の特殊土壌地帯対策分科会がこれを行っている。



図－2 特土法の体系